技術基準の目的の検証及び目的を達成する手段の検証のための基礎資料(事務局試案)

一※今後、有識者、業界関係者等の意見を聴きつつブラッシュアップを行う。

製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準関係(第4条第1項関係)

製道	<u>造施設の構造、位置及₹</u> │ │	N設偏のお 	.術上の基準 	善関係(第4	余第]		<u>糸)</u> 準の目的の	種類					1		
							火	薬類の発火	•爆発防止	策	1			出該日的た達成するため	
号	製造の技術基準項目	対象物	発火·爆発発生	時の被害抑制策			薬類の発火・爆発防止策 に衝撃を与えないなど)			間接的な発火・爆発防止策	技術基準の目的の検証	技術基準の廃止の検証結果とその理由	技術基準の対象の検証結果 とその理由	当該目的を達成するため の手段(技術)の検証とそ の理由	当該基準の統合の適否の 検討結果とその理由
			製造所内部に対 する対策	製造所外部に対 する対策	火気·熱	摩擦	衝撃	静電気	その他	(建屋の火災防止など)					
1	警戒標識、危険区域の設定、境界柵、安 全確保掲示板、警戒札等の設置	製造所全体	0	0						(掲示板·警戒札)	火薬の製造をしていることを知らせ、危険な場所への関係者以外の立入や、危険な場所で の禁止行為を伝える。	事業所内外の者に、危険な場所 を知らせると共に、禁止行為を知らせることは重要であり、存続すべき。	事業所内外の者に、危険な場所を 知らせると共に、禁止行為を知ら せることは重要であり、火薬類を 取り扱う事業所全てに適用すべ き。	事業所内外の者に伝達する手段 は多数あり、伝達すべき事項を規 定すればよいのではないか。	なし
2	危険区域内に作業上やむを得ない施設 以外の設置禁止	施設の位置	0								火薬類の爆発影響を受ける可能性がある・火 薬類を取り扱う危険区域内で従事する者を最 小化	火薬の爆発の影響を受ける区域 内での従事者を最小化すること は必要であり、存続すべき。		少量の火薬・爆薬であれば、建屋 や設備内に爆発影響範囲を封じ 込める事は可能である。	
3	危険区域の境界柵が森林内に設けられた場合の <u>防火用空地(幅2m)</u> の確保	施設の位置								0	森林火災による危険区域への延焼防止	を防止する措置は、危険区域に 停滞する火薬類の発火防止にに 必要であり、存続すべき。	火薬類が停滞している施設の構造、停滞して得いる火薬類の種類によっては、外部火災の防止が必要ではない場合もあるので、「火災により・発火・爆発のおそれがある施設」に限定すべきではないか。	水設備なども考えられ、空地 に限らない。このため、空地だ けでなく防火設備の設置も読	
4	危険工室の保安距離	施設の位置		0							発火・爆発時の被害低減	危険工室に停滞する火薬類が発 火・爆発した場合に、製造所外施 設の被害防止に必要であり、存 続すべき。	危険工室に停滞する火薬類が発火・爆発した場合に、その影響が 危険工室内に収まる場合について は、適用しなくても良いと考えられ る。	爆発影響の低減策としては、地中化、爆風の方向性付与などの 方策も考え得る。 少量の火薬類の爆発影響の低減 化については、工室の構造を丈 夫にする等の方策もある。	
4.2	危険工室との保安間隔	施設の位置	0							Δ	発火・爆発時の被害低減(伝爆防止?)	危険工室に停滞する火薬類が発 火・爆発した場合に、製造所内施 設の被害防止に必要であり、存 続すべき。	危険工室に停滞する火薬類が発火、爆発した場合に、その影響が 危険工室内に収まる場合について は、適用しなくても良いと考えられ る。	爆発影響の低減策としては、地中化、爆風の方向性付与などの 方策も考え得る。 少量の火薬類の爆発影響の低減 化については、工室の構造を丈 夫にする等の方策もある。	
5	危険区域内への固体燃料のポイラー・煙 突の設置禁止	施設の位置								0	石炭ポイラー等の固形燃料ポイラー由来の煙 突からの煤。ポイラーからの灰由来の火気に よる危険工室内での火災等の防止	固形燃料ボイラーが少なくなって いるので廃止してもよいが、危険 区域内での火気取扱の注意事 項として存続してはどうか。			
5.2	煙火製造工場の危険区域内での金属粉 の貯蔵制限	施設の位置	0	0							発火・爆発時の金属粉の二次爆発防止	金属粉の爆発による二次被害防止のために必要であり、存続すべき。			
6	爆発工室の構造(別棟、放爆)		0	0						Δ	発火・爆発時の被害低減(伝爆防止?)	爆発のおそれのある工室が爆発 した際の被害を低減するために 必要であり、存続すべき。	爆発工室内の火薬類の種類により、爆発時に、工室外に影響を及 ぼさない場合には、適用しなくても よいのではないか。		
7	爆発工室又は一時置場の土堤等の設置		0	0						Δ	発火・爆発時の被害低減(伝爆防止?)	時置場で爆発した際の被害を低 減するために必要であり、存続	爆発工室内・一時置場の火薬類の 種類により、爆発時に、工室外に 影響を及ぼさない場合には、適用 しなくてもよいのではないか。		
7.2	煙火製造所等の爆発のおそれのある工 室及び一時置場の土堤等の設置		0	0						Δ	発火・爆発時の被害低減(伝爆防止?)	煙火等の製造所の爆発のおそれのある工室及び一時置場で爆発が発生した際の被害を低減するために必要であり、存続すべき。	爆発工室内・一時置場の火薬類の種類により、爆発時に、工室外に 影響を及ぼさない場合には、適用 しなくてもよいのではないか。		
7.3	危険工室等の避雷装置									0	落雷による建物火災による発火・爆発の防止	めに必要であり 左続すべき	危険工室・一時置場の構造によっては、落雷による火災は発生しない可能性もある事ので、対象を限定することは可能ではないか。		
8	発火工室の構造(別棟、耐火構造)		0							Δ	発火時の被害低減(伝火防止?)	発火のおそれがある工室で火災 発生時の周辺施設への延焼防 止及び外部火災からの延焼防止 のために必要であり、存続すべ き。	発火のおそれのある工室に停滞する火薬類の種類及び量によっては、火薬類が発火しても工室全体が火災になることがない場合もあるので、対象を限定すべきではないか。		
9	発火工室と他の施設間に防火壁などの 延焼遮断措置の設置									0	発火工室で発火した場合の延焼防止(伝火防 止?)	のために必要であり、存続すべ き	発火のおそれのある工室に停滞する火薬類の種類及び量によっては、火薬類が発火しても工室全体が火災になることがない場合もあるので、対象を限定すべきではないか。		

1

										1	
6 危険工室内の発火の危険のある設備に 9.2 対して <u>必要に応じ</u> 消火設備を設置	0	Δ						光大時の爆弾を移の防止、工主の大火延光 際	た険工室内で火薬類が発火した 際に初期消火をするために必要 をあり、存続すべき。	現状でも、発火してからすぐに爆発するような設備に対しては対象外としていることから、対象はそのままでよいと考える。	
9.3 無煙火薬の一時置場に <u>告示で定めるスプリンクラー</u> の設置義務	0	Δ						無煙火薬の自然発火時の爆轟遷移の防止			
10 危険工室の付近に貯水池、貯水槽、非常 栓等の消火の設備の設置義務							0	危険工室付近の火災の消火			
危険工室のドア・窓はできるだけ多く設け、原則外開き、鉄製の金具の不使用等	0						0	工室のドア・窓をできるだけ多く設け、原則外開きとすることは、発火・爆発時に避難可能とするため。 鉄製の金具の禁止は、付着した火薬類による 発火の防止			
11.2 無煙火薬の一時置場の <u>窓への暗幕等の</u> <u>遮光措置</u>			0			0		無煙火薬の日光による温度上昇による自然 発火防止			
危険工室の内面の土砂の剥落や飛散の 防止措置と床面の鉄類禁止			0	0	0			内面から土砂等の落下防止:火薬・爆薬への 土砂混入防止 床面から鉄類を排除:鉄と鉄の摩擦による火 花防止			
13 危険工室の床面を柔らかく					0			落下の衝撃による発火・爆発防止			
危険工室内の原動機及び温湿度調整装 置の設置禁止。ただし、 <u>爆発又は発火を</u> 起 <u>すす慮のない場合</u> にはこの限りではな い。							0	原動機又は温湿度防止装置による火花、加 熱等による火薬類の発火を防止			
無煙火薬存置場所への温湿渡記録計の 14.2 設置及び温度(40度以下)・湿度(75% 以下)管理義務。温湿度調整装置の防 爆。			0			0		無煙火薬の自然分解による発火・爆発防止			
危険工室内の機械の構造は、鉄と鉄の摩 15 擦の排除、摩擦部の滑剤を塗布、動揺の 防止、火薬類の進入の防止措置				0	0		0	機械の摩擦・振動による発火・爆発の防止 機械の部品混入による発火・爆発の防止			
危険工室の暖房装置は、熱源は <u>蒸気、熱</u> 16 <u>気、温水、</u> 燃焼しやすい物と隔離、表面に 火薬類等の付着防止措置を講じる			火気を用いた暖房による発火・爆発の防止 火薬粉塵の蓄積による発火の防止								
危険工室内のパラフィン槽の温度が12 17 <u>0°C</u> を超えないようにするための温度測 定装置を備えた安全装置			0					パラフィン槽が過熱して火薬類が発火すること を防止			
18 危険工室等の照明装置等							0	照明設備及び付随電気設備による火災等の 発生の防止			
19 危険工室内の機械等の <u>接地</u>					0	0		落雷時、静電気の帯電時、漏電時に火薬類 の発火を防止するため。			
20 危険工室の停滞量等の <u>掲示板</u> による掲示	0							工室内に存置可能な火薬類の量などを明確 にするため。			
危険工室に面した <u>木造建築物の耐火的</u> 措置	0						0	危険工室に面した木造建築物への延焼防止			
火薬類が飛散するおそれのある工室の 望、天井の隙間を無くす構造、かつ、 <u>水洗</u> <u>に耐え表面が滑らかになるような措置</u>							0	火薬類が工室の壁や天井の隙間からの進 入・堆積することによる発火等の事故を防止 飛散した火薬類の粉を水洗で除去可能な構 造にすること			
22.2 火薬類又は原料の粉じん防止措置					0	0		飛散した火薬類による発火や、原料による粉じん爆発等の防止			
22.3 温度変化が起こる装置における温度測定 装置			0					反応温度、設備の温度を確認し発火を防止			
22.4 火薬類の加圧設備の安全装置						0		火薬類の過加圧による発火防止			
22.5 静電気が発生し、爆発等がおこるおそれ のある設備の静電気除去措置					0			静電気の帯電による発火防止			
22.52 富薬等の危険工室の床、作業台等には <u>導電性マット</u> を施設し、かつ、接地					0			静電気の帯電による発火防止			
22.6 工室入り口の静電気除去設備					0			静電気の帯電による発火防止			
23 可燃性ガス等が発生する工室には排気 装置を設置							0	工室内の可燃性ガス、有毒ガスの滞留防止			

23.2 火薬類乾燥工室の設置	C)	0							乾燥工程は危険を増す行為なので、十分安 全対策を講じた独立した工室で行うことで、爆 発の危険性を低減
24 火薬類乾燥工室の加温装置は火薬類と 隔離して設置				0						加温装置に乾燥する火薬類が接触して発火することを防止
24.2 日乾場の高さ)	0					0		日乾場に設置する防爆壁の効果を維持し、かつ、土埃等の混入を防止
24.3 日乾場の距離、防爆壁等)	0						0	日乾場における発火・爆発の影響を防止の 他、爆発による星の飛散を防止
24.4 日乾後の火薬放冷設備				0						日乾後の星等を放冷せず集めることによる、 星の蓄熱による発火・爆発の防止
25 爆発試験場等の防火壁、防火措置)								爆発試験場、廃薬焼却場における、爆発・誤 射の被害の防止
26 火薬類等の運搬容器					0	0	0	0		火薬の運搬中の、容器材料との化学反応によ る鋭敏化等の防止、摩擦、衝撃、静電気等に よる発火防止
26.2 無煙火薬の一時保管容器	C)								無煙火薬の発火時に爆轟遷移を防止するため、容器の最大量(80kg)を設定。また、火災拡大防止のため、容器の材質を木材、アルミを禁止
27 危険区域内の運搬車				0		0				運搬時の衝撃、熱、火気による発火・爆発防 止
28 運搬通路の基準(平坦、 <u>勾配1/50以</u> 下)					0	0				運搬通路における運搬車の振動や暴走によ る衝撃等による発火・爆発の防止

技術基準の目的の検証及び目的を達成する手段の検証のための基礎資料(事務局試案)

※今後、有識者、業界関係者等の意見を聴きつつブラッシュアップを行う。

製造設備の製造方法の基準関係(第5条第1項関係)

表坦	設備の製造方法の基準関係(カリ木牙「歩	(天) (木)				技術基準	隼の目的の種類			T	T	Τ	T	
	製造の技術基準項目			井の独宝切割				火薬類の	の発火・爆発防止策			1			
号		対象物	発火・爆発発生時の被害抑制 策				接的な火薬類 (火薬類に衝動			間接的な発火・爆発防止策	技術基準の目的の検証	技術基準の廃止の検証 結果とその理由	4.日しての田中	当該目的を達成するための手段(技術)の検証とその理由	当該基準の統合の適否 の検討結果とその理由
			製造所内部に対 する対策	製造所外部に対する対策	火気·熱	摩擦	衝撃	静電気	その他	(建屋の火災防止など)					
1	煙火等については、一日の最大生産数量 及び一箇月の最大生産量、組成、構造 を、その原料火薬・爆薬については配合 比と一日の最大生産量を定め、その範囲 内で製造すること。	0	0								火薬類の製造を計画的に行うこと、能 カ以上の製造を行わせないことで、安 全性を確保				
1.2	煙火等以外の火薬類について、火薬・爆薬については配合比を、火工品については構造、組成及び一日の最大生産数量を定め、その範囲内で製造すること。	0	0								火薬類の製造を計画的に行うこと、能 カ以上の製造を行わせないことで、安 全性を確保				
1.3	可塑性爆薬の <u>告示で定める検出薬</u> の配 合義務										可塑性爆薬の検出を容易にするため				
2	危険区域内への作業に必要な者等以外 の立入禁止	0	0								危険な場所への立ち入る者を制限				
3	危険工室内の人数制限	0									危険な場所への立ち入る者を制限				
4	危険区域内での酒気帯び作業禁止	0	0	0	0	0	0	0	0		酒気帯び作業による事故防止				
5	危険区域内での作業は静粛かつ丁寧に すること				0	0		0			雑な取扱による事故防止				
6	工室内は常に清潔に清掃し、強風時に砂 塵の飛翔を防止するため工室の付近へ の散水など適切な措置							0			火薬類に砂礫等不純物等混入による 発火防止				
7	危険工室等への <u>携帯電灯</u> 以外の灯火の 携行禁止			0							火気による火災等の防止				
8	危険工室等及びその付近への爆発・発 火・燃焼しやすい物質の堆積禁止										危険工室等での事故発生時又は事故 発生可能性の低減				
9	危険工室等の告示で定める停滞量等の 遵守	0	0								火薬類の被害の最小化				
10	火薬類の製造上特に温度に関係する作業については、温度範囲を設定し、当該 温度範囲で作業をすること			0							製造中の火薬類の温度上昇等による 発火・爆発防止				
10.2	日乾後放冷が必要な火薬類は、集積することなく、規則4条第1項第24号の4の規定により設けられた設備で常温まで放冷した後でなければ日乾場から他の場所に移動してはならない			0							火薬類の熱による発火の防止				
11	危険工室内の機械・器具・容器は、常に 機能を点検し、手入れを怠らないこと。							0	0		機械類の故障等による、火薬類の発 火・爆発の防止				
12	危険工室内の機械・器具・容器を修理する際の基準 (1)必ず工室外で機械等に付着等した火薬類を除去した後でなければ着手しないこと。 (2)やむを得ず工室内で修理する場合は、室内の危険物を安全な場所に移すなど必要な皆がを安なる場所に移すなど必要な措施を請した後に着手すること。	0	0								機械類の修理中における、火薬類の 発火・爆発防止				
13	危険工室等の改築・修理時にはあらかじ め危害予防の措置を講じること										飛散した火薬類による、発火・爆発の 防止				
14	危険工室内での目的外作業の禁止	0	0								特定の作業に最適に設備された工室 を用いることで保安を確保				
15	廃薬火薬類・不良火薬類の当日に廃棄すること。 ただし、強風等により安全な廃棄が困難 な場合には、廃棄処分が可能となった時 点で速やかに廃棄すること。								0		廃薬等の長期保管による事故防止				
16	火薬類、その原料等の運搬時の扱い(衝 突、転落、転倒等の防止)				0	0					運搬時の衝撃による火薬類又は原料 による発火等の防止				
16.2	蓄電池、ディーゼル運搬車の制限(火薬 類飛散可能性のある工室、可燃性ガスの 発散可能性のある工室)			0					0		火薬類への引火可能性の防止				
17	火薬類、油類の付着した布類等は、一定 の容器で保管し、当 <u>日作業終了後に工室</u> から搬出し、一定の場所で危害予防の措 置を講じること。								0		付着火薬類又は油による発火防止				

										 		 <u> </u>
18	火薬類の爆発・燃焼・発射試験又は火薬 類の焼却はそれぞれ一定の場所で行うこと。	0	0							火薬類の爆発・燃焼等はそれぞれ、爆 発試験場、燃焼試験場等専用の設備 を設置して許可を受けたところで実施 することにより、保安を確保。		
19	火薬類の製造試験は、専用の工室又は 既存の工室の作業中止し製造試験専用 に転用した工室で行うこと	0	0							製造試験は危険の程度が平常作業を 行う工室より高いため、試験専用の工 室で実施することで、保安を確保。		
19.2	火薬類の製造は一定の工室で行うこと。 ただし、日乾場における日乾作業等については、この限りではない。	0	0							製造作業については、許可を受けた 工室で行う事により、保安を確保。日 乾し作業等、安全が確認され、限定列 挙された作業については例外として認 めている。		
20	火薬類の包装方法(告示)	(運搬中)	(運搬中)	(運搬中)	(運搬中)	(運搬中)	(運搬中)	(運搬中)		国連輸送勧告にあわせた包装方法等 を規定し、流通時の安全を確保		
21	内装容器、外装容器及び打揚煙火に対する火業類の種類、数量等を表示。 玩具煙火のでは、内装容器に使用方法を表示 ただし、全ての項目を表示できない場合 は内装容器に関してはこの限りではない。							(運搬中·消費 中)		火薬類の輸送や流通過程での取り違いや数量管理を行いやすくするため。 玩具煙火の消費方法を消費者に伝達 するため。		
24	外装容器への衝撃注意等の必要な注意 事項を表示			(運搬中)		(運搬中)		(運搬中)		火薬類の輸送等の取扱時の安全な取 扱方法を周知するため		
25	一時置場に無煙火薬を貯蔵する場合の 基準 外壁から <u>30cm</u> 以上隔てる <u>枕木又はすのこ</u> をおいて平積み 高さは <u>1.8m</u> 以下とする。	0	0							無煙火薬の一時置場の貯蔵方法を火薬庫と同様な方法に規定し、安全性を確保。		
26	一時置場に無煙火薬を貯蔵できる期間 (最大6ヶ月)							0		無煙火薬の一時置場への存置期間を 制限し、自然発火等の事故を防止。		
27	製造作業終了後の工室への火薬類の存置禁止(やむを得ない場合は盗難予防の措置を講じること)		(盗難による悪用防止)							存置火薬類による存置火薬類の盗難 防止		
28	赤燐を使用する作業は他の工室と隔離した専用の危険工室で行い、専用の器具を使用	0	0					0		赤燐を使用する火薬類は敏感かつ威 力が大きいため、保安確保のため当 該作業は専用工室で行う。 赤燐は器具に付着しやすく取りにくい ので他の用途に転用を禁止。		
29	マグネシウム粉等を含む火薬類の製造に あたっては水分による発火防止措置を講 ずること							0		マグネシウム粉等の水による発熱・発 火防止		
30	塩素酸塩又は亜塩素酸塩等を含む火薬 等を取り扱う器具・容器はその旨を明記 し、他の火薬・爆薬の取扱への転用禁 止。							0		塩素酸塩、亜塩素酸ナトリウムの配合 物が鋭敏であるため、器具を専用化 し、誤って塩素案塩との配合物ができ ないようにするため		
31	球状の打揚煙火の外殻貼り付け後の外 殻の穴空け禁止			0	0	0				煙火に穴空けするこよによる爆発事故 の防止		
31.2	直径10cm以上の球状の打揚煙火の伝 火薬取付け		(消費中事故の防							黒玉の地上での開発防止のため		
31.3	球状の打揚煙火の割り薬に塩素酸塩を 用いた火薬等を用いる場合の星との隔離		·					0		塩素酸塩と星に含まれる硫黄の接触 により、危険性が大きくなることを防 止。		
32	赤リンを取り扱う配合工室、鶏冠石と塩素酸カリウムを配合する工室は1日一回水洗掃除								0	感度の高い火薬類の蓄積による発火 等事故を防止。		
33	薬紙、速火線に切断等の摩擦・衝撃を加える作業は少量ずつ行うこと。	0	0							切断時等に発火した際の被害低減		
34	雷薬又は瀧剤の配合作業等の導電性器 具の使用等						0			静電気による発火防止		
35	手筒煙火の製造の方法の基準		(消費中事故の防							手筒煙火の安全性確保		
	•			l l		i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e		i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e			•	